

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1・2号機中央制御室において、発電所敷地周辺に8台ある高線量モニタリングポストのうち、1台（No. 4）の指示値の欠測を示す警報が発生した。当該モニタリングポストを確認したところ、電源回路のヒューズが切れていることが分かった。その後の調査において、当該モニタリングポストの電源回路の基板に故障が認められたことから、指示値の欠測は当該基板の不良によるものと推定した。当該基板を取り替えるとともに、当該モニタリングポストが復旧したことを確認した。	A	5月7日公表済 PDF159KB

その他：34件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系除湿装置空気乾燥器A系冷却再生弁の弁駆動用電磁弁に動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理建屋1階大物搬入口壁面のひびより雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）エリア換気空調系局所空調機ドレンパンより水のリーク（1滴/2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	低圧復水ポンプ点検作業の廃材（補修材）処理において、硬化処理に伴う蒸気の発生が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	ほう酸水注入系テストタンクレベル計上部ガラス管に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	ほう酸水注入系テストタンク給水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置除湿冷却器用グリコール入口配管保温材に冷媒液のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
8	3号機	復水脱塩装置脱塩塔（5）循環弁に動作不良（自動全閉せず）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）流体継手ドレンライン取出し部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	制御棒駆動機構ベント配管修理工事において、ベント集合管より油のリーク（約200cc）が認められたため、対応検討	D	
11	4号機	原子力安全基盤機構（JNES）による原子炉残留熱除去系配管取替工事イ項使用前検査において、イ項使用前事業者検査の検査成績書に誤記が認められたため、当該成績書を改訂及び対応検討	C	
12	4号機	低圧タービン（A）ロータ浸透探傷検査において、タイワイヤー銀ロー溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
13	4号機	中央操作室換気空調系空調機点検において、外気取入部パネルに腐食が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	低圧タービン（B）上半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
15	4号機	低圧タービン（B）下半内部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
16	4号機	低圧タービン（B）上半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
17	4号機	低圧タービン（A）上半内部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
18	4号機	復水移送ポンプ出口ヘッダ圧力変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該変換器を交換	D	
19	4号機	低圧タービン（B）下半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
20	4号機	低圧タービン（A）上半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
21	4号機	復水移送ポンプ（A）ベント弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	4号機	残留熱除去系（B）系ポンプ室ドレンパン水中ポンプに汲上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
23	5号機	主油タンク油冷却器冷却水配管修理工事において、4週間工程表の誤記入（タービン補機冷却水系統全停期間中の実績）が認められたため、対応検討	D	
24	5号機	主タービン第5軸リフトポンプ油配管工事において、新製ユニオンにカジリが認められたため、当該部を修理	D	
25	5号機	低圧タービン（C）一発電機間カップリング穴加工（4）において、穴加工サイズの許容値外れが認められたため、対応検討	C	
26	5号機	給復水系復水前置ろ過器（A）ドームドレン弁駆動部点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
27	5号機	原子炉建屋トラスサンプピット（B）レベルスイッチの動作不良（ドリフト）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
28	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）海水側水室ドレン弁（211）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
29	6号機	原子炉格納容器酸素濃度計に指示不良が認められたため、当該濃度計を点検・修理	D	
30	6号機	主タービン潤滑油油清浄機ベーパーファン入口配管接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	6号機	原子炉局部出力領域モニタ（32-25）に「LPRM高」の警報発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
32	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン濃縮器再循環ポンプ側洗浄ライン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
33	その他	気象観測設備の湿度計に指示不良が認められたため、当該設備を点検・修理	D	
34	その他	プラントデータ表示装置に画面表示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで